

令和3年度第1回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和3年11月22日(月) 14時00分から16時00分まで

2 場 所 ときわ会館3階第2会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名
千葉大学名誉教授	考古・史跡	岡本 東三
目白大学講師	天然記念物	小茂田 美保
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純
元埼玉県立文書館司書主幹	古文書	原 由美子
日本民俗学会評議員	無形・民俗	三田村 佳子

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	千葉 裕
文化財保護課	課長	青木 文彦
文化財保護課	課長補佐	高橋 淳子
文化財保護課 文化財保護係	係長	鈴木 一純
文化財保護課 埋蔵文化財係	課長補佐兼係長	澤柳 秀実
文化財保護課 史跡整備係	係長	池ノ内 淳
文化財保護課 文化財保護係	主査	杉本 智子
文化財保護課 文化財保護係	主事	松浦 成美

4 欠席者名

【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜
埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子
埼玉大学准教授	歴史資料	清水 亮

東方学院講師	保存修復	西山 多壽子
國學院大學教授	無形・民俗	茂木 栄
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子

5 議 事

(1) 報告事項

第1号 令和3年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

(2) 諮問事項

第1号 市指定文化財の名称・種別変更について

史跡 浦和宿石橋と供養仏〔第24号(浦)〕

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 報告事項

第1号 令和3年度文化財保護及び保存事業の概要について

・資料3ページから6ページにて報告（新型コロナウイルス感染拡大防止のため事務局からの説明は省略）。

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画の作成について

・資料7ページから11ページに沿って、事務局より説明。

・事務局に対し以下のような意見等があった。

(岡本委員)

地域計画については、本来であれば、文化財保護審議会の基本的な仕事なので、単なる報告ではなく議題として議論すべきだと思う。

(笹森委員)

ある程度進んだら議題として出していただけのかなと思っている。

私からは、2つ質問したいことがある。1つ目は、この地域計画が文化庁に認定

された場合のメリットと、認定されなかった場合のデメリットについて。2つ目は、文化庁の認定は全国で何箇所というような倍率があるのか。その2点を教えていただきたい。

(事務局)

・メリット、デメリットについて

メリットについては、これまで文化財保護行政は個別的なものの集積であったが、文化財保存活用地域計画があることで文化財所有者、行政、市民が目指すべき文化財行政の在り方を共有することができる、というのがあげられる。また、特に活用面において、計画の認定を受けることで得られる補助金があるので、文化財を活用することで保護につながり、さらに地域振興にもつながる、というサイクルを生み出す基盤となるというメリットがあると考えている。

デメリットについては、指定文化財については保存活用計画を個別に作成してきたが、市全体の文化財をどう保存活用していくのかという理念が示されていなかったのが実情であるので、その状態が続いてしまうということになる。

・認定の制限について

現状では、認定の数の制限は設けられていない。ただ、計画を作成する自治体も増えている状況。また地域計画作成は国庫補助金を使って行っている事業。国庫補助金の総額は決まっているので、作成に取り組む市町村が増えれば、その分補助金のパイが細分化されることになると思う。

(波多野委員)

保存活用区域にちゃんとしたいいい発想を持って計画を作成すると面白いものができると思う。

(内藤委員)

保存活用といっても特に有形文化財の修理にはお金がかかる。実質を伴う計画を作るには財政部門の職員が会議に入るべき。また、補助金だけでなく市独自でもある程度の予算をもって裏付けのある計画をたててほしい。

(小茂田委員)

個人所有の文化財が多いので、財政的な補助がないと文化財の保護が持続できなくなる。

(岡本委員)

補助金をつけるために必要な計画にみえるがどうか。

(事務局)

この計画は文化財保護行政の基本計画にあたるもので、市の経営方針を定める会議にも諮るものになる。計画に基づく予算要求をすることで財政的な措置が講じやすくなる。実効性があり、かつ文化財の保護と活用につながるような基本計画と具体性のあるアクションプランになると考えている。

(岡本委員)

さいたま市は、見沼通船堀等のケーススタディを持っているので、さいたま市内外からみても分かる計画をつくってほしい。

(内藤委員)

さいたま市の合併前には所有者に補助金を毎年出していた市もあったが、合併後にその補助金はなくなってしまった。文化財に指定されても手間ばかりかかって補助はないとなると、指定を辞退することもあるだろう。市独自の予算を考えたほうが良い。

(千葉部長)

単独の文化財では予算がつきにくかったが、地域計画を立てることで商業、まちづくり、観光という市の主要な事業と結びつくことができるチャンスになると思う。文化財をきちんと整備して回遊性を高めていけば、経済が潤って市としてもメリットになり財政的にも予算がつきやすくなるので、文化財としても持続可能な保存と活用ができるようになる。そのためには、是非文化財保護審議委員の皆さんから様々な御意見を頂き、計画の必要性を財政部門にアピールするための情報基盤にしていきたい。

(岡本委員)

ある程度まとまったら、審議会の中でも審議できるようにしてもらいたい。

(2) 諮問事項

第1号 市指定文化財の名称・種別変更について

史跡 浦和宿石橋と供養仏〔第24号(浦)〕

・部長より諮問書を会長に提出

- ・資料12ページから14ページに沿って事務局より説明。
- ・事務局に対し以下のような意見等があった。

(岡本委員)

前回の諮問事項を持ち越した案件だが、前回の疑問点については整理できているか。

(内藤委員)

この場所には石橋はなく、「供養仏」と彫ってありながらこの供養塔には仏が彫られていないので、他に供養仏を作ったということはないか。

(笹森委員)

元々、石橋があった場所からは離れているので、史跡としてではなく、供養塔として歴史資料にしていきたい、ということではないか。今回は諮問して、文化財の中身については今後調査をして次回審議をするということでもいいと思う。ただ、これが仏なのか、その辺に建っている石なのか、供養塔なのかという問題はある。

(原委員)

碑文のことを解釈するときに「石碑」と「石塔」と両方使っているので意味が分からなくなっている。仏であれば「石塔」という話もあったが、「石碑」なのか「石塔」なのかははっきりさせてほしい。

(重田委員)

指定当時は、石橋があったところに位置するということで史跡として指定した。今回、供養仏として指定するのであれば、供養仏として指定できるかという価値判断が必要になる。その判断を旧浦和市として指定したものをさいたま市が新しい基準で指定しなおすのか、または指定当時の昭和34年の旧浦和市に立ち返って判断するのか、という判断基準がわからない。

また、指定当時に指定の根拠となった史料はあったのか。

(岡本委員)

指定当時は、どこに石橋があったか分かる史料はなく、この石自体をもって石橋の位置を判断して史跡となっている。

(重田委員)

歴史資料とするのであれば、浦和宿との問題は絡んでくる。

(事務局)

・判断基準について

旧市で指定したものをどう捉えていくかという点については、今までも御指摘があった。例えば、板石塔婆は、かつて考古資料として指定されていたが、その後、歴史資料という種別が新設されたことから、旧市ごとに種別が混在している。このことについては、旧市で指定した種別について整理することはやめようということ審議会の意見として既にいただいている。本来は整理するのが望ましいが、527件ある文化財について整理するよりも次に保護するものを重視すべきだろうという理由からである。ただ、今の時点で明らかに誤りがあるものについては、変更する時にルールを決めて今後もそのルールに則って決めていくということになっている。

・指定種別について

指定当時は石橋の存在が不可欠な形で指定された。指定理由の最重要ポイントであった浦和の三橋というのは浦和の宿並の中の3つの橋を指しているものだが、中山道道中絵図等の史料から判断すると、今回の橋は浦和宿の街並みから外れた村境にある橋であることが分かった。そのため、当時最重要視された浦和宿の中の橋という意味とは異なっていることになる。また、道路台帳平面図（県立文書館収蔵）を追加調査したところ、実際に石橋があった場所から現在の供養塔の場所までは20mくらい離れているということが判明した。そのため、指定当初の石橋の場所に引き付けた評価で史跡と捉えるのは問題があるだろうと考えている。

・指定名称について

この石塔について解釈ができる外的な史料がないため、この石塔自体をもって解釈せざるを得ないが、碑文を読み下すと、「造立し奉る、石橋ならびに道普請^{みちぶしん}供養仏」となるので、事務局としては「石橋と道普請の供養仏を造立した」と解釈している。疑問点の、供養仏とありながら仏様が示されていないということに関しては、他の石橋供養塔の場合は、種子^{しゅじ}で仏様を表す場合もあるが、「石橋供養塔」としか刻まれていないものも多数ある。そのため、「供養塔」という表記は「供養仏」と互換性のある言い方であると考えている。

また、この石塔は浦和宿と隣接村の村境にあり、浦和宿と与野町を結ぶ中山道沿いにある道普請と石橋に関わるものであるということで、そこに歴史資料としての価値を十分に見出すことができると考えている。

(岡本委員)

後日、専門の委員の皆さんに調査をしてもらったうえで、次回審議会の時には具体的な案を審議して答申を出すということによいか。

(事務局)

それをお願いします。

その他の報告事項

(1) 地方登録制度について

- ・資料15ページに沿って、事務局より説明。
- ・追加資料（青山茶舗の記者発表資料）に沿って、事務局より説明。
- ・事務局に対し以下のような意見等があった。

(岡本委員)

地方登録制度に登録されるとどういった意味合いがあるのか。

(事務局)

指定されていないが、守る必要がある文化財がある。担い手不足等で失われているものもあるので、そのようなものを登録して保護していくという制度となる。

(岡本委員)

国の登録文化財と同じ制度という認識によいか。

(事務局)

そのとおりである。

(波多野委員)

登録有形文化財（建造物）だと、固定資産税の半額免除や、改修設計費の補助があるが、今回の登録無形文化財ではそのような制度はあるか。

(事務局)

登録無形文化財にも補助の制度はある。

(波多野委員)

それはどのような制度なのか。

(事務局)

登録文化財は指定文化財よりも規制が緩いのに、補助は同等というわけにはいかないので、補助は指定文化財より少なくなる。地方登録制度は、指定より規制を緩くした登録制度を地方自治体でも作ることで、裾野を広く保護していくことができる仕組みとなる。地域計画を作る中でも、指定以外のものも含めて広く保護と活用する上で、地方登録制度は制度的な基盤を与えることになるため、検討する価値はあるだろうと考える。今後は、制度について深く理解し、先生方の御意見をいただきながら、本市の導入について検討していきたいと考えている。

(波多野委員)

登録有形文化財について、2017年3月まで埼玉県が近代建築和風という調査を行っていた。その一番大きな成果が、今回の登録で、川島町の「旧遠山住宅」が国の重要文化財になったこと。また八潮市の八條八幡神社は明治時代に再建されたのだが、本殿の彫刻の中には画題のテーマが旧帝国議会設立などの時事を表すものもあり貴重なテーマで感動した。

ちなみに、洞雲寺の山門についてはどうなっているか。

(事務局)

洞雲寺の山門は所有者の御意向もあり山門は解体されている。部材については、当課で保管しているが指定解除についてはまだ諮っていない状況である。

(波多野委員)

指定解除をしていないまま解体してしまったということになる。傾き始めたときに補助をつけて修理すれば保てたのに、所有者との連携が取れていないのではないのか。

さいたま市の組織は問題がなかなか上に上がっていかないところがある。結局何もできないということになったときに、審議委員も遊んでいたということになるので、組織文化を変えたほうがいいのではないのか。

部長より上記の話を踏まえて組織の風通しを良くしていく旨回答。

これをもって審議を終了した。

以上